平成２１年（フ）第１３７２号
千葉市中央区都町２丁目15番12号　千都ハイム202号
債務者　鶴田　昭仁
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８０号
千葉市稲毛区宮野木町1849―69　みっちゃんラーメン内、住民票上の住所千葉市緑区高津戸町659番地18
債務者　道畑　和哉
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８３号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地17　エステ・シティ海浜幕張２―1302号
債務者　高柳　理惠
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９７号
千葉市若葉区桜木７丁目５番71号　桜木第二コーポ103号
債務者　伊藤　花子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１７号
千葉市美浜区高洲２丁目４番９棟506号
債務者　川名　登美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２０号
千葉県市川市南大野１丁目23番21号
債務者　中村富美子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３６号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目16番23号メゾン幕張本郷201号
債務者　本澤　章子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３０６２号
愛知県春日井市朝宮町２丁目19番地４　ソレイユ朝宮５－Ｆ
債務者　池田　裕次
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２４５号
愛知県春日井市勝川町４丁目198番地　エルフォルグ勝川101号
債務者　植田富佐子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５２号
名古屋市北区垣戸町２丁目12番地　アーバンエコーズ503号
債務者　改發　邦夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５３号
名古屋市北区垣戸町２丁目12番地　アーバンエコーズ503号
債務者　鈴木　菊江
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５２号
兵庫県三木市末広３丁目３番18号
債務者　山田美英子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８９号
神戸市灘区上野通７丁目１番４号上野荘102
債務者　本田　知典
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２８号
神戸市垂水区名谷町808番地の１　ラウムズ垂水211号
債務者　柏木　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７６号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目258番地８城北荘301
債務者　下地　克典
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４２２号
沖縄県浦添市仲間２丁目５番３―708号　Ｄクレスト
債務者　村吉　千絵（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４３４号
沖縄県豊見城市字平良188番地56　豊見城団地県改良住宅Ｈ―301号
債務者　玉城　喜榮
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部